

6. 当該事業における環境取組内容

6. 当該事業における環境取組内容

環境の保全及び良好な環境の創造のため、本事業の特性等を考慮して検討した、現時点で予定している環境取組内容は、表6-1に示すとおりであり、その概要を以下に示す。

(1) 工事中

① 排ガス・騒音等の抑制

- ・建設機械は排出ガス対策型、低騒音型や低振動型を採用し、無用なアイドリングや空ぶかしを抑制するなど環境に配慮した運転をする。

② 廃棄物等

- ・廃棄物の発生抑制、減量化に努め、リサイクルの推進を図る。
- ・掘削土については、場内での埋め戻し土としてできる限り利用し、残土の発生を抑制する。

③ 工事中の排水等の対策

- ・工事中の濁水は、沈砂池を経由して公共下水道に放流し、道路などへの濁水や土砂の流出を防止する。

④ 景観

- ・仮囲いの設置に際しては景観面に配慮し、計画地周辺や場内の清掃による環境美化に努める。

⑤ 交通安全

- ・児童などへの交通安全を配慮するなど事故防止に努める。

(2) 施設の存在、供用時

① 地球温暖化・エネルギー

- ・省エネルギー型の照明、給湯器、太陽光発電システム及び高効率給湯器などエネルギー効率の高い機器について、建売区画では一部採用し、条件付住宅区画では戸建て住宅の購入予定者へ提案する。

② ヒートアイランド

- ・歩道や公園には可能な限り植栽帯を設ける。

③ 景観

- ・周辺住宅などとの景観にも配慮し、吹田市の景観形成基準を遵守し、景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計を行う。
- ・隣接地の状況等を考慮した緑豊かな環境を創る。

④ 交通安全

- ・歩車分離を行うことで歩行者が安全に通行できる空間を確保する。

表6-1(1) 環境取組内容（工事中その1）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>■大気汚染や騒音などの公害の防止します。</p> <p>建設機械</p>			
1	低公害型建設機械の使用	実施する	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2	低燃費型建設機械の使用	実施する	ハイブリッド式パワーショベル等の低燃費型建設機械は、現状では普及台数が少ないため、一部での使用となりますが、可能な限り使用します。
3	アイドリングの禁止	実施する	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしないように致します。
4	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5	稼働台数の抑制	実施する	工事の規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6	工事の平準化	実施する	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7	機械類の整備点検	実施する	機械類は適切に整備点検を行います。
<p>工事関係車両</p>			
8	低公害車の使用	実施する	燃費や排出ガスのよい車両を使用します。
9	大阪府条例に基づく流入車規制の遵守	実施する	大阪府条例に基づく流入車規制を全ての車両で確実に遵守します。
10	工事関連車両の表示	実施する	工事関連車両であることを車両に表示します。
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	実施する	コンクリートミキサー車等工程上連続運行が避けられない車両以外について、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制	実施する	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
13	工事関連車両台数の抑制	実施する	作業従事者の通勤、現場管理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
14	土砂の積み降ろし時の配慮	実施する	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
15	タイヤ洗浄	実施する	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。
16	ドラム洗浄時の配慮	実施する	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	場外待機の禁止	実施する	工事関連車両を場外に待機させません。
18	クラクションの使用抑制	実施する	クラクションの使用は必要最小限にします。

表6-1(2) 環境取組内容（工事中その2）

取組事項		実施の有無	取組内容
19	アイドリングの禁止	実施する	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
20	環境に配慮した運転	実施する	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法			
《騒音・振動等》			
21	防音シートなどの設置	実施する	事業計画地の周囲には、仮囲いを設置するとともに、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置を検討します。
22	丁寧な作業	実施する	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	実施する	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	実施する	特定建設作業は、法や府条例を遵守し、騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
《粉じん・アスベスト》			
25	解体、掘削作業の配慮	実施する	解体、掘削作業などの際には、散水を十分行います。
26	飛散防止対策	実施する	土砂などの一時保管場所で、砂じんが飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。
27	アスベストの調査など	実施する	既存建築物の解体前には調査を行いアスベストの含有が確認された場合には、届出を行い必要な措置を行います。
28	アスベストの飛散防止措置	実施する	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止措置を行います。
《水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下》			
29	濁水や土砂の流出防止	実施する	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
30	塗料などの適正管理及び処分	実施する	揮発性塗料の保存については、密閉性のある容器に保存するよう作業員に周知徹底を図ります。また、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分するよう作業員への教育、指導を徹底します。
31	土壌汚染物資の拡散防止措置	実施する	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議します。
32	地盤改良時の配慮	実施する	セメント及びセメント系改良材を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
33	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。

表6-1(3) 環境取組内容（工事中その3）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>《悪臭・廃棄物》</p>			
34	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
35	現地焼却の禁止	実施する	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
36	解体時の環境汚染対策	実施する	既存建物の解体時には、有害廃棄物の状況を調査し、存在する場合は、適切な処置を行います。
37	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
<p>■地域の安全安心に貢献します。</p>			
38	地域との連携における事故の防止	実施する	近隣自治会等から聴き取りを行う等、地域の交通情報に応じて警備員を配置し、事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	実施する	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
40	夜間や休日の防犯対策	実施する	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
41	児童などへの見守り、声かけ	実施する	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
42	地域の防犯活動への参加	実施する	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に協力します。
<p>■環境に配慮した製品及び工法を採用します。</p>			
<p>《省エネルギー》</p>			
43	エネルギー消費の抑制	実施する	エネルギー効率のよい機器の使用に努め、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
<p>《省資源》</p>			
44	残土発生の抑制	実施する	建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、可能な限り残土の発生を抑制します。
45	廃棄物の減量	実施する	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。
<p>■快適な環境づくりに貢献します。</p>			
<p>景観</p>			
46	仮囲い設置時の配慮	実施する	仮囲い設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。
47	仮設トイレ設置時の配慮	実施する	仮設トイレは仮囲いの中に設置するなど、近隣住民や通行者から見えないよう設置場所に配慮します。
<p>周辺環境美化</p>			
48	周辺道路の清掃	実施する	入場者教育等を通じて、ポイ捨て禁止の周知徹底を図ります。また、計画地周辺の清掃に努めます。
49	場内整理	実施する	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。

表6-1(4) 環境取組内容（工事中その4）

取組事項		実施の有無	取組内容
ヒートアイランド現象の緩和			
50	打ち水	実施する	夏期には、周辺道路などに打ち水を行います。
<p>■地域との調和を図ります。 工事説明・苦情対応</p>			
51	工事内容の事前説明及び周知	実施する	近隣住民に工事实施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事实施も適宜、現状と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにします。
52	苦情対応	実施する	連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には、真摯に対応します。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮			
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	該当なし	事業計画地の近隣には、対象となる施設がないため、該当しません。
54	騒音、振動などの配慮	該当なし	事業計画地の近隣には、対象となる施設がないため、該当しません。
周辺の事業者との調整			
55	複合的な環境影響の抑制	実施する	周辺において複合的に環境に影響を及ぼすような大規模な工事の状況を把握し、工事実施期間が重複する場合は、該当する事業者や工事施工者等と連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

表6-1(5) 環境取組内容（施設・設備等その1）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>■地球温暖化対策を行います。</p>			
56	大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	該当なし	大阪府の左記制度は、マンション等の建築物を対象としており、本事業は全て戸建て住宅のため、左記制度の対象ではありません。
57	高効率及び省エネルギー型機器などの活用	実施する	省エネルギー型の照明、給湯器について、建売区画では一部採用し、条件付宅地区画では戸建て住宅の購入予定者へ提案します。
58	再生可能エネルギーの活用	実施する	太陽光発電システムを、建売区画では一部採用し、条件付宅地区画では戸建て住宅の購入予定者へ提案します。
59	エネルギー効率の高いシステム及び機器導入の検討	実施する	高効率給湯器などエネルギー効率の高い機器について、建売区画では一部採用し、条件付宅地区画では戸建て住宅の購入予定者へ提案します。
60	冷媒漏えい(使用時排出)の防止	該当なし	全て戸建て住宅のため。
61	建築物のエネルギー負荷の抑制	実施する	採光や通風性に考慮した街区計画とします。また、断熱性に優れた住宅を、建売区画では一部採用し、条件付宅地区画では戸建て住宅の購入予定者へ提案します。
62	長寿命な建築物の施工	実施する	基本構造の耐久性・維持管理を高めた建築物の施工を、建売区画では一部採用し、条件付宅地区画では戸建て住宅の購入予定者へ提案します。
63	環境に配慮した製品の採用	実施する	吹田市のゴミ焼却場から排出される溶融スラグ入りのインターロッキングブロックを使用するなど、資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。
64	製造に要するエネルギーが少ない建設資材の採用	実施する	吹田市のゴミ焼却場から排出される溶融スラグ入りのインターロッキングブロックを使用するなど、製造に要するエネルギーが少ない建設資材などを積極的に採用します。
<p>■ヒートアイランド対策を行います。</p>			
65	ヒートアイランド対策	実施する	吹田市の溶融スラグ入りインターロッキングブロックを使用するとともに、ヒートアイランド対策に配慮した道路の設置を検討します。さらに、歩道や公園には可能な限り植栽帯を設けるなど、積極的にヒートアイランド対策を行います。

表6-1(6) 環境取組内容（施設・設備等その2）

取組事項		実施の有無	取組内容
<p>■自然環境を保全し、みどりを確保します。</p>			
66	動植物の生息や生育への配慮	実施する	事前に事業計画地とその周辺の自然環境調査を行い、動植物の生息や生育環境に配慮します。
67	地域のシンボルツリーの保全	実施する	シンボリックな樹木等はありませんが、計画地やその周辺の植生を考慮した樹木を植栽します。
68	既存の植生の保全	実施する	可能な限り、移植などにより既存の植生の保全を図るように努めます。
69	生物の生息空間の保全	実施する	隣接地の状況等を考慮し緑地を配置するなど、可能な限り生物の生息空間の保全に努めます。
70	駐車場緑化	実施する	宅地内の駐車場周りも含め、宅地内の緑が豊かな住宅を目指します。
71	屋上緑化など	一部実施する	集会所の壁面にフックを取り付け、壁面緑化ができるような建物とします。
72	法面緑化	実施する	開発により生じた法面に対して緑化を行います。
73	植栽樹種の選定	実施する	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種の選定を検討します。
<p>■水循環を確保します。</p>			
74	水資源の有効活用	実施する	雨水を利用する設備（雨水タンク、散水設備など）を戸建て住宅の購入予定者に対して提案します。
75	雨水流出を抑制する施設の設置	実施する	事業区域の面積に応じて、雨水流出を抑制するために、雨水貯留型施設等を設置します。
76	雨水浸透への配慮	実施する	オープンスペースなどについては雨水浸透に配慮します。
<p>■地域の生活環境を保全します。 大気・騒音・振動等</p>			
77	騒音を発生させる設備設置時の配慮	該当なし	本事業は、全て戸建て住宅のため、近隣に影響を与えるほどの騒音は発生しません。
78	防音サッシの設置	実施する	名神高速道路沿いの住戸の窓に、防音に配慮したサッシを提案します。
79	駐車場の配置計画時の配慮	該当なし	全て戸建て住宅のため。
80	近隣への悪臭及び騒音の配慮	該当なし	本事業は、全て戸建て住宅のため、近隣に影響を与えるほどの悪臭や騒音は発生しません。
81	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	該当なし	全て戸建て住宅のため。
82	屋外照明や広告照明設置時の配慮	実施する	屋外照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
83	建築資材による光の影響の考慮	実施する	建築資材（ガラス、太陽光パネルなど）による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
84	環境に配慮した塗料の使用	実施する	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物（VOC）の含有率が低いものを使用するように努めます。
85	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	該当なし	近隣には教育施設、福祉施設、医療施設がありません。

表6-1(7) 環境取組内容（施設・設備等その3）

取組事項		実施の有無	取組内容
中高層建築物（高さ10メートルを超える建築物）			
86	日照障害対策	該当なし	本事業では、高さ10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
87	電波障害の事前把握及び近隣説明	該当なし	本事業では、高さ10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
88	電波障害発生時の改善対策	該当なし	本事業では、高さ10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
89	プライバシーの配慮	該当なし	本事業では、高さ10メートルを超える建築物を建築する計画がないため、該当しません。
■景観まちづくりに貢献します。			
90	地域への調和	実施する	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
91	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	実施する	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
92	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	実施する	景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではガイドラインなどに配慮した計画と設計を行います。
93	景観形成地区指定の協議	実施する	景観形成地区の指定について協議します。
94	景観形成基準の遵守	実施する	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
95	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	実施する	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守するとともに、一部地区で無電柱化を検討する等、景観まちづくりを推進します。
■安心安全のまちづくりに貢献します。			
96	歩行者が安全に通行できる空間整備	実施する	事業計画地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。
97	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	実施する	災害時の防災対策や緊急時に対応できる設備機器の導入や、公園や集会所等に防災倉庫の設置を検討する等、安心安全に配慮した街づくりを行います。
98	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	実施する	防犯対策等に対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配慮した適切な整備を検討します。

表6-1(8) 環境取組内容（その他）

- ・ 工事中に埋蔵文化財等が確認された場合は、速やかに吹田市教育委員会と協議を行い適切に対応します。
- ・ 一時避難地としての機能を継承・強化を計画し、地域の防災拠点としての機能の維持・向上を図ります。
- ・ 戸建て住宅の購入予定者に対し、当該事業の基本理念を十分にご理解いただくよう努めます。

